

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

真の地方分権を確立するためには、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を大幅に拡大することが不可欠です。

しかしながら、平成十六年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とはならず、国の財政健全化を優先したもので、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾です。

特に、平成十六年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、本区の行財政運営に大きな打撃を与え、区民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来しています。

このような中で、政府においては、去る六月四日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」を閣議決定しましたが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対して、二年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、左記の事項について、その実現を強く求めます。

記

- 一 税源移譲については、平成十七年度において基幹税による三兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 二 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿い、地域の実態を踏まえて見直し、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対に行わないこと。
- 三 三位一体改革にあたっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。
- 四 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年六月二十三日

江戸川区議会議長

八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

財務大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・経済財政政策担当大臣

あて